

防犯灯設置等を補助します

米子市では、自治会が所有する防犯灯を蛍光灯からLEDへの切換えに対し、その経費の一部を補助しています。防犯灯のLED化を促進するため、平成30年度から平成32年度までの3年間限定で、LED切換補助金額を従来の上限7,000円から10,000円に増額しますので、早めの切換えをご検討ください。

本事業は鳥取県の補助金を活用する事業のため、申請受付は5月中旬以降になる予定ですので、くわしくは担当課にお問い合わせください。

防犯灯に対する補助内容 (金額は1基あたりの上限)		補助金額
器具の切換え (光源型式変更、蛍光灯 → LED)		10,000円
器具の取替え (同一光源、器具の破損等による取替え)	LED照明	7,000円
	LED以外の照明	5,000円
移設	LED照明	15,000円
	LED以外の照明	10,000円
新設(LED)		22,500円

注：光源器具の交換が補助対象です。蛍光灯の球替え補助はありません。

■問合せ 防災安全課
(☎23-5337、☎23-5387)

上場株式等の配当所得等および

上場株式等の譲渡所得等は

確定申告と異なる課税方式を選択できます

上場株式等の配当所得等または上場株式等の譲渡所得等(源泉徴収がある特定口座)については、基本的に所得税の確定申告で選択された課税方式と同じ課税方式が市県民税でも適用されます。しかし、平成29年度税制改正により、市県民税申告において所得税の確定申告と異なる課税方式を選択できることが明文化されました。(所得税で申告分離課税を選択し、市県民税では申告不要制度を選択する等)

○上場株式等の配当所得等の課税方式

①総合課税 ②申告分離課税 ③申告不要制度を選択

○上場株式等の譲渡所得等(源泉徴収がある特定口座)の課税方式

①申告分離課税 ②申告不要制度を選択

これらの課税方式について所得税申告と市県民税申告で異なる選択ができるようになりました。

市県民税申告で総合課税や申告分離課税を選択されますと、上記の配当所得や譲渡所得は、扶養控除や配偶者控除の適用や非課税判定、国民健康保険料算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれることとなりますが、税額計算の際に所得控除や配当控除等が適用されます。

市県民税において所得税と異なる課税方式を選択する場合は、市県民税の納税通知書が送達される日(下記※参照)までに、市県民税の申告書を提出することが必要です。

※米子市の場合は、例年次の時期に納税通知書を発送しています。

●給与と所得に係る特別徴収の通知書 ⇒ 5月10日頃

●普通徴収および年金所得に係る特別徴収の通知書

⇒ 6月10日頃

市県民税で所得税と同じ課税方式を選択する場合は市県民税の申告は必要ありません。また、所得税で申告分離課税等を選択され、市県民税で申告不要制度を選択される場合は「申告不要制度を選択する。」旨の申告が必要ですので、ご注意ください。

■問合せ 市民税課市民税係 (☎23-5114、Eメール: shiminzei@city.yonago.lg.jp)

国土交通省からの重要なお知らせ

平成30年5月から、

タカタ製エアバッグリコール未改修車は、
車検が通らなくなります。

早急にリコール作業を受けてください。

■まずは、検索システムで対象か確認を！

検索システムパソコン用 URL

<https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html>

■問合せ

国土交通省タカタ専用ダイヤル

(☎03-5539-0452)

エアバッグリコール特設ホームページ

https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recallinfo_003.html



米子の魅力発見！米子がいーな！ Instagram 投稿キャンペーン実施中



米子の魅力がわかる写真をInstagram(インスタグラム)で投稿してください！投稿者の中から抽選でペア宿泊券、ギフト券、特産品など豪華賞品をプレゼント！また、募集期間終了後、投稿写真、場所等を米子の魅力的なスポットとしてホームページ等で紹介します。

■キャンペーン実施期間 9月30日(日)まで

■応募方法 このキャンペーンは、Instagram(インスタグラム)を利用したキャンペーンになります。

Instagramのアプリをダウンロードのうえ、お持ちのスマートフォンでご参加ください。Instagramで「@yonagokanko.navi」(米子市観光協会)をフォローし「#米子がいーな」のハッシュタグをつけて、米子市内の魅力がわかる写真、一言コメント(撮影日、PR、感想、位置情報等)を投稿してください。投稿は何回でも可能です。

■問合せ 米子市観光協会 (☎37-2311)

公共交通を利用しましょう！

鳥取県西部地域では、公共交通を利用してもらうためさまざまな取り組みを実施しています。皆さんに便利で役に立つ情報をご紹介します。

■公共交通を利用してもらうための取り組み例

●便利なバス検索システム「バスネット」

鳥取大学が開発した「バスネット」(<https://www.ikisaki.jp/>)は携帯電話やパソコン、スマートフォンで手軽に利用できる路線バス・鉄道の検索システムです。路線バスの現在位置を表示でき非常に便利です！

●みんなにやさしい乗り物「UDタクシー」

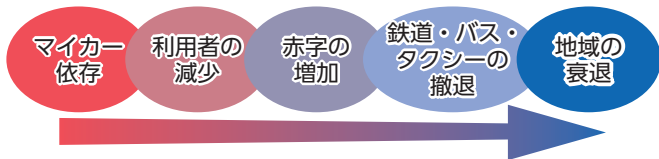
黄色い車体の「UDタクシー」は、誰もが利用しやすい一般のタクシーです。鳥取県内では新たな公共交通として平成28年度から導入されています！

●路線バスのお得な乗車券

日ノ丸自動車と日本交通の路線バスが利用できる「グランド70(70歳以上限定定期券)」などお得な乗車券があります。また、「鳥取藩のりあいばす乗放題手形」は3日間県内の路線バスが『乗り放題』になるので観光などでバスを使われる方にとってはおすすめです！

■公共交通を地域に残していくために

鉄道やバス、タクシーなどの公共交通は通学する学生や運転免許証を持たない方、高齢者や体が不自由な方にとって日常生活においてなくてはならない移動手段です。しかし、公共交通は利用が少なければ維持していくことが困難であり、交通が不便になることはすなわち、地域の衰退に繋がります。



また、普段クルマで移動している人も将来、クルマを運転できるとは限りません。そのとき、自分の地域の公共交通がなくなっていたらどうでしょうか。

「公共交通は多くの人々の生活を支えている」ということを意識し、私たち自身のこととして考えてみましょう。

■問合せ 鳥取県西部地域公共交通活性化協議会（事務局：鳥取県地域振興部交通政策課）（☎0857-26-7100、FAX0857-26-8107、Eメール：koutsuuseisaku@pref.tottori.lg.jp）

市税の納付には安心、便利で確実な口座振替をご利用ください！



口座振替にするとどうなるの？

- ついうっかりの納め忘れがありません。
- 納期ごとに金融機関、郵便局やコンビニエンス・ストアに行く手間が省けます。
- 一度申し込めば、ずっと口座振替が続きます。
- 期別の納付書と全期前納用の納付書による二重払いや納付の期別誤りが防げます。



手続き方法は？

市内の金融機関または郵便局の窓口で「米子市口座振替依頼書」が備え付けてあります。通帳・通帳お届け印・お問い合わせ番号が分かるもの（納税通知書など）をお持ちのうえ、金融機関または郵便局の窓口にお申し込みください。

なお、年度当初にお送りする納税通知書（市・県民税普通徴収、固定資産税）にも「米子市口座振替依頼書」を添付しています。お問い合わせ番号・住所・氏名が印字されていますので、その分書く手間が省けます！ぜひ、ご利用ください。※郵便局ではお使いになれません。

■ご注意ください！

- 領収書は発行しません。通帳を記帳してご確認ください。（軽自動車税の場合は、振替後に車検用納税証明書を送ります。）
- 同じ税目で複数の納税通知書をお持ちのかた（相続人代表者、共有分代表者など）は、納税通知書ごとに納付方法・振替口座を変えることはできません。
- 再振替は行ないません。振替日の前日までに通帳の残高をご確認ください。

■問合せ 収税課（☎23-5161、FAX23-5397、Eメール：shuzei@city.yonago.lg.jp）

4月6日(金)～15日(日)
の10日間

春の全国交通安全運動が始まります！

～守ろう！交通ルール。広げよう思いやりの輪。～



■運動の重点

- ①子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進
- ③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶

■悲惨な交通事故を減らすために…

- ①ドライバーや自転車利用者、歩行者が、お互いに交通ルールを守り、交通マナーアップを意識しましょう。
 - ②シートベルト・チャイルドシートの着用など、自分の身は自分で守ることを常に意識しましょう。
- 運動期間中は、交通安全の関係者が市内各所で運動を展開します。

4月10日(火)は、「交通事故死ゼロをめざす日」です。

4月13日(金)は、「交通マナーアップ強化日および思いやり運転推進日」です。

■問合せ 防災安全課（☎23-5338、FAX23-5387）